

「特定投資家制度」における「会津信用金庫の期限日」のお知らせ

金融商品取引法の施行（平成 19 年 9 月 30 日）に伴い、特定投資家に関する制度が設けられました（「特定投資家制度」といいます。）。

「特定投資家制度」は、金融商品取引法の定める基準に従い、お客さまは「特定投資家」と「特定投資家以外のお客さま」（「一般投資家」といいます。）に区分されるもので、特定投資家である場合には、一般投資家に適用される金融商品取引業者等の説明義務等さまざまな保護規定が適用除外となります。

一般投資家に移行可能な特定投資家のお客さまは一定の手続を経れば一般投資家に移行が認められます。また、特定投資家に移行可能な一般投資家のお客さまは一定の手続きを経れば特定投資家に移行が認められます。しかし、いづれも移行期間は最長でも 1 年以内とするよう期限が設けられており、**当金庫は、一律に、毎年 9 月末日を「特定投資家制度」における「期限日」としております。**

「期限日」を過ぎると、移行したお客さまは、移行前の投資家区分に戻ります。移行を継続される場合は、再度所定の手続をとる必要があります。

※ ご不明な点がございましたら、当金庫の営業店までお問合せください。

会津信用金庫